

【イタリア】ある女性の尊厳死をめぐる一政治的波紋と法整備の動き

海外立法情報調査室・萩原 愛一

* 2009年2月9日、交通事故により植物状態にあった女性が、延命措置の停止を求める家族の強い要望により、栄養・水分の補給を断たれ死亡した。この措置に対する世論は、賛否に二分され、終末期医療や尊厳死に係る法整備の必要性が再認識されるに至った。現在、議会において、いわゆるリビング・ウィル法案が審議されている。他方で、政治的には、この事件への首相や大統領の対応をめぐり、三権分立や憲法問題にも関わる対立や波紋が生じた。

エルアーナ・エングラーロの尊厳死問題

17年前の21歳の時に植物状態に陥ったまま、まったく回復の見込みのないエルアーナ・エングラーロに対する延命措置の停止を求めて、家族は、カトリックの影響が大きく、尊厳死・安楽死に対する抵抗の強いイタリアで長年裁判闘争を続けてきた。2008年7月、ミラノの控訴裁判所は、ようやく訴えを認め、最高裁判所にあたる破棄院も、同年10月にその決定を支持した。延命措置の停止の実行を引き受ける病院は容易には現れなかったが、年が明けて2009年1月に、イタリア北東部の町ウディネの病院が受け入れを表明した。2月2日、エルアーナは、ずっと療養を続けてきた、ミラノに近い町の施設から、数百キロ離れた同病院に搬送された。

この間、エルアーナ問題は、イタリア中の関心の的となり、延命措置の停止をめぐる、世論は真二つに分かれた。カトリック教会は、言うまでもなく、尊厳死は絶対に認められないとする断固とした姿勢をとって陰に陽に圧力をかけた。尊厳死反対の人々や団体の中には、ウディネへの搬送を妨害する行為すら見られた。他方で、尊厳死の禁止は、憲法第32条第2項（強制的保健措置の禁止）の侵害にあたりとし、エルアーナの家族の立場を擁護する示威行動も目立った。

延命措置停止を阻止する動き

こうしたなか、カトリック信者や尊厳死反対の立場の多い保守層を支持基盤とするベルルスコーニ首相は、エルアーナの延命措置停止を直ちに中止させるための暫定措置令の公布を目論んだ。しかし、ナポリターノ大統領は、司法の決定を政府が覆すことに反対して署名を拒んだため、暫定措置令は発効せず、首相はやむなく改めて同じ内容の命令を法案として議会に提出し、速やかに可決させようとした。

2月6日に栄養・水分補給の管をはずされたエルアーナは、2週間ほどで死に至ると見られていたが、予想よりずっと早く、3日後の9日の夜、息を引き取った。折しも、延命措置停止阻止法案を審議していた上院の議場は、その知らせに「エルアーナは殺された」「大統領が殺した」などの怒号や、それらに対する野次が飛び交い、騒然となった。法案は、その対象者の死により目的を果たせぬまま廃案となった。

エルアーナの尊厳死問題は、こうして、首相と大統領の対立、三権分立の問題にまで発展した。強力な行政権力を望み、そのための憲法改正を視野に入れる首相が、この問題を利用して、現行憲法の様々な制約を浮き彫りにするため、憲法を守る立場に立つ左派の大統領との緊張関係を故意に作り出したのではないかとの見方もある。

リビング・ウィル法案の提出

エルアーナ問題をきっかけに、長年懸案となってきた、終末期医療のあり方や、尊厳死の是非に関わる法律の制定は急務となり、2009年3月現在、「治療同盟、インフォームド・コンセント及び事前指示書に関する規定」と題する法案（リビング・ウィル法案）が、上院で審議されている。与党議員らによる当初の法案では、第1条で、国民の基本的権利としての健康の保全、人間の生命の不可侵性の保障が規定され、終末期にあっても、患者は、自らが受ける医療措置の決定に、主体的に関与する権利を有することがうたわれている。しかし、法案のスタンスは、基本的に尊厳死を認めないものである。回復の見込みのない者に対する執拗な治療行為は禁止されるものの、いかなる形態の安楽死及び自殺幫助も禁止される。そして、最大の争点は、事前指示書に係わる規定である。

事前指示書とは、病床にあって自分の意思を表明できなくなったときに備えて、自分に対してなされる、延命のための治療や執拗な治療行為の停止も含めた医療行為に関しあらかじめ希望や指示を明記しておく文書であるが、法案では、事前指示書において、栄養・水分補給の停止措置は、求めることができない、としているのである。栄養や水分の補給は、最低限、生命活動を支え、むしろ苦痛を和らげるものであり、回復や延命を目的とした治療にはあたらない、という理由である。エルアーナに対する栄養・水分補給の停止措置を禁じようとした政府の考え方は、この法案にも受け継がれているのである。栄養・水分補給は延命治療措置のひとつであり、患者自身からそれを拒否する権利を奪うことは憲法違反であるとする立場からは、認められない規定である。さらに、一種の遺言状である事前指示書は、公証人による認証が必要であるうえに、本人が意思を表明できる間は、その有効期間は3年とされている。すなわち、3年ごとに更新又は書き換えを行わなければならないことになる。こうした煩わしさにも、批判が相次いだ。

法案のゆくえ

終末期医療や尊厳死の問題は、個々人の倫理観や宗教観に左右されるだけに、基本的に尊厳死を認めないこの法案の内容に異議を唱える最大野党の民主党も、その内部は、一枚岩とはいえない。2009年3月半ばまでに、民主党をはじめとする野党からは、おびただしい数の修正の提案が出されている。与党側は、事前指示書の規定の緩和（公証人を必要としない認証、有効期限の5年への延長）等で修正に応じたが、栄養・水分補給の停止措置の問題については、譲歩する姿勢を見せていない。3月下旬に上院本会議で採決されたあと、下院での審議に移る予定である。